

令和6年度決算に基づく財政健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率と資金不足比率を、村議会への報告を経て皆様に公表します。

東成瀬村の令和6年度決算に基づく各比率は国の定める基準を下回っており、財政健全化計画等の策定を要さない結果となりました。

1. 健全化判断比率について

令和6年度決算に基づき比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回るものとなりました。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
R06 判断比率 (R05 判断比率)	－％ (－％)	－％ (－％)	11.5％ (13.7％)	－％ (－％)
早期健全化基準	15.0％	20.0％	25.0％	350.0％
財政再生基準	20.0％	40.0％	35.0％	—

2. 各公営企業の資金不足比率について

資金不足比率は、各公営企業の資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準20%以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。令和6年度においては黒字であり、資金不足が生じた公営企業はないため、下表のとおり資金不足比率は該当しません。

(単位：千円)

会計名	事業規模	資金不足額②	資金不足比率 ②／①
簡易水道特別会計 (R05 数値)	28,950 (33,205)	— (—)	—％ (—％)
下水道特別会計 (R05 数値)	29,897 (29,519)	— (—)	—％ (—％)

令和6年度の決算による財政健全化判断比率



参考

【実質赤字比率】

一般会計の実質赤字額の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものの。

【連結実質赤字比率】

全会計における実質赤字額の大きさを標準財政規模に対する割合の大きさで表したものの。

【実質公債費比率】

一般会計等における借入金の返済額の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものの。

【将来負担比率】

一般会計等における借入金などの負債の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものの。

【資金不足比率】

公営企業における資金不足額の大きさを事業規模に対する割合で表したものの。